

茨城県立牛久高等学校の部活動に係る活動方針(改訂版)

1 部活動の基本的な考え

- 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加による活動として、学校教育の一環として、学習指導要領に位置づけられ、実践されている。その結果、長年にわたり生徒の体力や技術の向上はもとより、豊かな人間性の寄与にも貢献していることから、学校の教育目標、経営方針に基づき、今後も計画的に実施する。

2 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

- 1日の活動時間は、平日は2時間以内、休日は4時間以内、週計12時間以内とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 心身の疲労が解消できる十分な休養をとるための時間の確保や、学校生活に支障をきたすことがないように、原則として朝の活動は行わず、放課後の限られた時間で活動していく。特例として朝の活動を実施する場合は、大会等の直前であり、放課後のみの活動では施設等を使用できない場合とする。
- 原則、平日・休日各1日以上休養日を設けることを基本とする。ただし、公式大会等を控えた2週間前から、又は上位大会に進出し、直後の1ヶ月以内に控えている場合は、コンディション調整を目的として、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復を確認した上で、校長の判断により、休日に連続して活動し休養日を他の平日に振り替えることも可とする。
- 土曜日及び日曜日に大会に参加した場合、休養日を他の休日に振り替える。
- 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、他にも多様な活動を行うことができるよう、1週間以上の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 校長及び部顧問は、大会参加等について、特に公式大会以外の地方大会等について、精選する。

3 適切な運営のための体制整備

- 部活動を組織的に運営するとともに、生徒の生活や健康に留意しながら、部活動顧問の指導に係る業務の適正化を図るため、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的に活動していくこととする。
- 校長及び部顧問は、部活動における心身の健康管理、事故防止、及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 部顧問は、活動目標、指導方針、出場試合及び大会等、具体的な練習内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝え、毎月の活動計画、活動

実績を、学校のホームページへ上に公表する。

- 生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」を参考に、部活動の実施について適切に判断する。

4 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

- 校長及び部顧問は、活動日数や活動時間を不断に見直し、生徒が希望すれば、特定の種目だけでなく、科学を含む他の分野の部活動や、地域での活動を含めて様々な活動を同時に経験できるようにする。
- 学校は、地域クラブ活動やその指導者の資質向上に係る研修等の取り組みをはじめ、地域のスポーツ・文化芸術活動関係団体が主催する事業に、可能な範囲で協力する。

5 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

- 校長は、生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部活動業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数を精選するとともに、複数顧問交代による単独指導の原則を徹底する。
- 校長及び部顧問は休養日の振替を徹底する。